

こおりやま広域圏
観光パンフレット作成業務
公募型プロポーザル

審査基準

令和6(2024)年4月
こおりやま広域観光協議会

第1 審査手順

1 資格審査

当協議会は、参加者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、参加者が満たすべき参加資格要件及び業務遂行能力について確認し、確認の結果、資格に満たさない場合のみ、失格の旨を通知する。

2 提案審査

(1) 提案書類の確認

当協議会は、参加者に求めた提案書類が全て揃っていることを確認し、提出書類が不備の場合は、失格とする。

(2) こおりやま広域圏観光パンフレット作成業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について審査を行い、審査項目ごとに点数を付与する。

(3) 契約候補者及び次順位者の選定

選定委員会は、評価点の最も高い提案を契約候補者として選定し、次に高い提案を次順位者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2つ以上ある場合は、パンフレット制作の合計点数が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。

(4) 最低制限基準

最低制限基準として、選定委員会委員の合計点数が配点の合計の60%とし、60%に満たない場合は失格とする。

(5) 独自提案

仕様書に記載されている内容以上の独自提案がある場合、選定委員会委員の裁量で各項目内において、加点するものとする。

第2 審査項目及び配点

	評価ポイント	配点
基礎評価【25点】		
(1) 事業趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨の理解がなされている提案か。 ・企画提案の内容が事業趣旨と合致しているか。 	10
(2) 業務体制 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な経験や同種業務実績を有している者を配置し、業務が遂行できる人身体制か。 ・期間内に円滑に遂行できるスケジュールとなっているか。 	10
(3) 見積額		5
事業評価【75点】		
(4) パンフレット制作	①パンフレットの構成、掲載内容、デザイン等が観光客を誘客する魅力ある提案か。	25
	②完成イメージ、規格等観光客を誘客する魅力ある提案か	25
	③取材、写真撮影など作成過程での取り組みは適切か。	10
(5) デジタル版	デジタル版について、旅行者が活用しやすい形式である提案か。	15
合計		100